

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

中国（島根）国民年金 事案 1521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和54年1月から同年10月まで

私は、昭和51年4月頃にA市の実家に転居し、以後、国民年金保険料を地域の納付組織で納付しており、同年12月からは夫と共に夫婦で納付していた。

しかし、年金記録では、申立期間①及び②が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市は、申立期間当時の納付組織による納付状況を確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、申立人の住所地に納付組織があったと回答しており、申立人と同様に納付組織に加入していたとする隣人の供述から、申立人及びその夫が納付組織に加入していたことが認められる。

申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人は昭和51年4月から53年12月まで、申立期間①を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間①直後の同年4月からは申立人の夫と共に保険料を納付していることが確認できるところ、申立期間①に対応する期間については申立人の夫に保険料納付の記録があることから、申立期間①については、申立てのとおり夫婦で保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、当該期間のうち昭和54年7月及び同年8月は申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料は納付不要である上、夫の同年9月及び同年10月は未納の記録となっていることから、当該期間については、夫婦で一緒に納付していたとの申立てと一致していない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和54年1月11日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失、同年11月16日に同任意加入被保険者資格を取得したとの記載があり、申立期間②の期間について、申立人は、国民年金に未加入の記録であったところ、この記録が昭和55年度に抹消され、改めて、申立人の夫の厚生年金保険被保険者期間に合わせて国民年金被保険者資格の種別変更の記録に訂正されていることから、申立期間②当時、申立人は、国民年金に未加入であり、保険料を納付組織で納付できなかったとみられる。

さらに、申立人と同様に納付組織に加入していたとする上記隣人の供述からは、申立期間②について申立人の具体的な保険料納付の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

私は、A社から平成18年12月22日に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A社から平成 15 年 12 月に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給及び厚生年金保険料の控除に係る資料から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、当時の同僚の供述及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

私の年金記録では、平成 15 年 12 月に支給された賞与に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された申立人の要払性預金取引明細表及び同僚が保管する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の要払性預金取引明細表から推認される賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（島根）国民年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料2年分を女性の集金人に現金で納付し、領収書を受け取った記憶がある。しかし、その期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年4月頃にA市で払い出されたものと推認でき、この時期に加入手続きが行われ、申立人が大学を卒業した48年4月に遡って強制加入被保険者の資格を取得したものとみられることから、加入手続きが行われた時点では、申立期間の大半の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、「国民年金保険料2年分を現金で納付し、領収書を受け取った記憶がある。」としており、申立人が提出した国民年金保険料領収証及びオンライン記録によると、昭和56年5月29日に、54年4月から55年3月までの過年度保険料及び56年4月から同年7月までの現年度保険料を納付していることが確認できることから、申立人が2年遡って納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、大学を卒業した昭和48年4月以降、A市に在住しており、姓にも変更は無いことから、申立人が、被保険者資格取得当時、国民年金の加入手続きを行ったのであれば、既に同市において国民年金手帳記号番号が申

立人に対し払い出されていたこととなるため、前述の国民年金手帳記号番号を同市が新たに払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1520

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月及び54年9月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月
② 昭和54年9月から55年3月まで

私は、昭和52年11月末に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年12月から国民年金保険料を地域の納付組織に夫婦で納付していた。

その後、昭和54年7月から同年9月まで別の会社に勤務し、同年9月に再び国民年金に加入し、国民年金保険料を同様に納付していた。

しかし、年金記録では、申立期間①及び②が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料を地域の納付組織に夫婦で納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、申立人は昭和52年11月まで厚生年金保険被保険者であり、同年12月から国民年金被保険者となる加入手続を行ったとみられるところ、A市には、申立期間当時の納付組織による国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は残っていない上、申立期間当時、申立人と同様に納付組織に加入していたとする隣人の供述からは、申立人の具体的な保険料納付の状況は確認できない。

申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳において、昭和54年7月20日に国民年金被保険者資格を喪失、同年9月21日に被保険者資格を取得したことが記録されているが、申立人の妻の国民年金被保険者台帳では、申立人と同様に同年9月21日に強制加入被保険者資格を取得したとする記録が申立期間②後の昭和55年度において記載されていることから、申立人の前

述の被保険者資格を取得した記録についても同年度になって記載されたものとみられ、申立期間②当時、申立人は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付組織で納付することはできなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1522

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から61年6月まで

私は、A市役所からだったと思うが、国民年金保険料の未納があると年金を受給できなくなる旨の連絡を受けたので、妻が同市役所の窓口で分割納付用の納付書を作成してもらい国民年金保険料を納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後は申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人及びその妻に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立人の婚姻後である申立期間の国民年金保険料はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の妻から提出された国民健康保険税の納付書兼領収証書によれば、申立期間の一部と重なる昭和58年度3期から60年度4期までの期間に係る同保険税は昭和61年7月から62年7月までの期間に分割して納付されていることが確認できるところ、申立人の妻は、上記の国民健康保険税を分割して納付したことについての記憶は明確であるものの、申立期間の国民年金保険料に係る納付場所、納付頻度及び保険料額等の記憶は明確ではなく、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況等について確認することができないことから、申立人及びその妻は、分割納付した同保険税の納付に係る記憶を、申立期間の国民年金保険料の納付と混同している可能性がうかがえる。

さらに、オンライン記録による氏名検索を行っても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、昭和28年5月

から継続してA市に居住しており、同市が申立人に複数の相手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

このほか、申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月

私は、A社から平成 18 年 8 月に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずであるが、当該期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の給与計算事務を受託していた経理会社が保管していた申立人に係る平成 18 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、同年 6 月から同年 10 月までの期間について、給料・手当等欄に総支給額及び社会保険料の控除額等の記載は確認できるものの、賞与等欄には賞与の支給についての記載は見当たらない。

また、事業主は、「A社は既に廃業しており、関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立人は、賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人の申立期間における賞与の支給について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年頃から 40 年 3 月頃まで
② 昭和 53 年 6 月頃から 55 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月頃まで

申立期間①については、A社にB職として勤務していたのに、厚生年金保険加入記録が確認できず、申立期間②及び③については、昭和 53 年 6 月頃から 56 年 7 月頃まで継続してC社にD職として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が、55 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 1 か月しか無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があるうちの連絡先が判明した 10 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち二人が申立人を記憶していると回答していることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が記憶する同社の事業主及び同僚は既に死亡している上、上記二人からも申立人の厚生年金保険の取扱い等について明確な回答が得られないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立期間において健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人は、自身の名前が記載されたC社E事業所発行の昭和 54 年 12 月度の成績優良賞を所持していることから、申立人

は、勤務期間は特定できないものの、同社のD職に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②及び③において申立人が記憶しているC社における厚生年金保険被保険者である同僚3人に照会したところ、回答のあった二人は、「内勤職員は正社員で、D職等の外勤職員は業務委託（歩合給）だった。業務委託契約に基づくD職は、厚生年金保険に加入させていなかった。」、「所長と事務職は正社員で、D職は正社員ではないので厚生年金保険に加入していなかった。」とそれぞれ回答していることを踏まえると、D職であった者は厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

また、C社は、平成15年10月31日に解散し、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所であるF社は、「当時の資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月頃から 63 年 3 月頃まで

私は、昭和 61 年 3 月頃から 63 年 3 月頃まで、A 市に本社がある B 店の社員として、同店から仕入れた C を D 県 E 市近辺の学校に販売していた。給与は歩合制であったが、厚生年金保険及び健康保険に加入する約束であった。当時の事務担当者が詳細を知っていると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する B 店は、商業登記簿は確認できず、厚生年金保険の適用事業所としての記録も見当たらないが、申立人が記憶する事務担当者は、「申立人は、F 社の B 店から仕入れた C を販売していた。」と供述している上、同氏が申立期間の一部において F 社における厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社が経営する B 店から仕入れた C の販売業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の事務担当者は、「申立人は、D 県内で販売業務に従事しており、A 市の B 店に勤務する従業員とは異なり、個人の販売代理店として、売り上げに応じた歩合給が支給されていた。また、同市の B 店に勤務する従業員については厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたが、歩合給の形態の者については厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と回答している。

また、申立期間当時、F 社の事業主であった者の妻は、「夫は、F 社の事業主であったが、B 店の経営には直接関与しておらず、詳細は不明である。」としており、B 店を実質的に経営していたとする者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認す

ることができない。

さらに、F社は、昭和62年3月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。